

# 令和 2 年度 事業計画書



## 1. はじめに

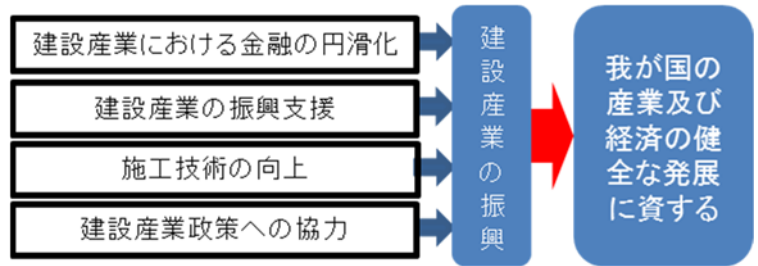
令和2年度においては、下記の事項を中心として積極的に事業を展開します。

- (1) 建設キャリアアップシステムについては、ニーズに応じた説明会・現場運用見学会の開催、動画等の提供等を通じてシステムの活用・普及を推進し、事業者情報及び技能者情報登録の促進を図るとともに、建設現場での運用（技能者の就業履歴の蓄積）等を行います。
- (2) 担い手の確保・育成については、「建設産業人材確保・育成推進協議会（人材協）」の事務局として建設産業界への若年者の入職促進等に向けた活動（建設業界ガイドブックの作成・配布、私たちの主張及び高校生の作文コンクールの実施、学校キャラバンの実施等）を行うとともに、令和元年度に終了した「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業」における事業成果を持続的なものとしていくための支援を行います。更に、「建設労働者育成支援事業」及び「中小企業等担い手育成支援事業」等の実施により、建設技能労働者の確保・育成を推進します。
- (3) 建設業経理検定試験・研修・講習については、建設業経理検定試験を着実に実施するとともに、出題範囲見直しに関する検討を行います。また、建設業経理事務士特別研修の開催による資格取得の支援を行い、更に新制度に対応した登録建設業経理士講習を実施します。
- (4) 建築・電気工事施工管理技術検定試験については、2級施工管理技術検定学科試験の年2回化等に伴う業務の増加を踏まえ、申込審査、試験問題の作成、試験実施等を適確に行うとともに、施工管理技術者の確保・育成に資するよう受験者の利便性向上・拡大策の検討を行います。また、技士補制度の導入等令和3年度の制度改正に向け、国土交通省と連携して検討等を行います。

なお、現行の中期経営方針（2016-2020）においては、①担い手の確保、経営基盤の強化を支援する、②建設産業の姿をきちんと伝える、③2020年以降の課題に備える、を基本方針として掲げております。現在においても現行の基本方針の内容は重要ですが、一方で建設キャリアアップシステム、働き方改革、生産性の向上への対応等の新たな課題がクローズアップされてきております。このため、今後3年間の本財団の取り組みをより具体化した新たな中期経営方針を令和2年度早期に策定し、この方針に基づき本財団は全力で建設産業の振興を図ってまいります。

## 2. 事業の目的と体系

本財団は定款において、建設産業における金融の円滑化、建設産業の振興支援、施工技術の向上等に関する事業を行うとともに、建設産業政策への協力に関する事業を行うことにより建設産業の振興を図り、わが国の産業及び経済の健全な発展に資することを目的に掲げています。



<b>I 建設産業における金融の円滑化</b>	<b>(頁)</b>
① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) / 地域建設業経営強化融資制度 (SN2) . . . . .	3
② 下請債権保全支援事業 . . . . .	4
③ 共同事業等に必要資金の借入れに対する債務保証・助成・融資あっせん . . . . .	5
<b>II 建設産業の振興支援</b>	
(1) 助成事業	
④ 建設産業活性化助成事業 . . . . .	6
(2) 経営改善	
⑤ 建設業経営者の経営力強化 (建設業経営者研修) . . . . .	7
⑥ 建設業経理検定試験・研修 . . . . .	8
(3) 情報化推進 (CI-NET)	
⑦ 電子商取引の標準化 . . . . .	9
⑧ 電子商取引の普及推進 . . . . .	10
(4) 人材確保・育成	
⑨ 建設キャリアアップシステムの開発・運営 . . . . .	11
⑩ 建設労働者育成支援事業	12
厚生労働省受託事業 . . . . .	
⑪ 中小企業等担い手育成支援事業	13
厚生労働省受託事業 . . . . .	
⑫ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等 . . . . .	14
⑬ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業の定着支援 . . . . .	16
⑭ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等 . . . . .	17
⑮ 海外建設技能実習生・外国人建設就労者受入事業 . . . . .	18
⑯ 建設業経理士の支援・育成 (登録建設業経理士制度の運営) . . . . .	19
(5) 調査研究、広報、情報提供等	
⑰ 建設産業に係る総合的な調査研究等 . . . . .	20
⑱ 建設業経理に関する調査研究等 . . . . .	21
⑲ 「建設業しんこう」の発刊及び建設産業に係る情報提供 . . . . .	22
⑳ 連携団体職員合同研修 . . . . .	23
<b>III 施工技術等の向上</b>	
⑳ 建築／電気工事施工管理技術検定試験 . . . . .	24
㉑ 監理技術者講習 . . . . .	25
㉒ 建築・設備施工管理能力の維持・向上支援事業 (建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用) . . . . .	26
<b>IV 建設産業政策への協力</b>	
㉓ 建設産業の生産性向上の推進 (地域建設産業の生産性向上及び持続性確保)	27
国土交通省受託事業 . . . . .	
㉔ 建設業における女性の定着促進	28
国土交通省受託事業 . . . . .	
㉕ その他の建設産業政策への協力等 . . . . .	29

### 3. 事業計画

I 建設産業における金融の円滑化	
<b>① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) 【担当部：金融・経理支援センター】</b> <b>地域建設業経営強化融資制度 (SN2) (金融支援担当部)</b>	
事業の ねらい・効果	<p>工事請負代金債権の早期資金化を図り、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を推進する。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に、本財団が債務保証を実施する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率 0.1%)</li> <li>② 社会全体の効用を高める施設に関する民間工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：1年、保証割合：90%、保証料率 0.2%)</li> </ul> </li> <li>・ 事業協同組合等に対し次の助成を行う (SN1)。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出来高査定費用に対する支援として上限 25,000 円を助成する。</li> <li>② 事業協同組合等が新規に本事業を導入する場合、年 1 回 300,000 円を 3 年間助成する。</li> <li>③ 事業協同組合等が事業推進のために要した費用に対する支援として、融資件数に応じて 50,000 円～300,000 円を年 1 回助成する。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">(事業の期限：令和 3 年 3 月末)</p>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保証枠の増額 保証枠の拡充を図るために、利用実績の多い融資事業者への増枠に向けた働きかけ及び新規融資事業者開拓に向けた営業活動を行う。</li> <li>・ 貸付実績の拡大               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 制度未導入の地方公共団体等の制度導入に向けた活動を行う。(営業エリアが広い、北保証サービス、建設経営サービス、建設総合サービス等と連携して地域における発注の実情やニーズを鑑みた重点的な営業を行う。)</li> <li>② 都道府県、市町村等が主催する説明会等の場を活用して事業の PR を行えるよう働きかけを行う。</li> <li>③ 融資事業者と連携し、組合員向け説明会の実施、ダイレクトメールの発送、専用チラシの作成等を通じた更なる活用促進を図る。</li> <li>④ 金融機関との情報交換等を通じて、地元の資金調達ニーズを把握し、活用促進を図る。</li> </ul> </li> <li>・ 法改正等に関する周知等 令和 2 年 4 月に施行される改正民法及び改正建設工事標準請負契約約款につき、本事業に関連する内容に係る周知等を行い、本事業の円滑な推進を図る。</li> <li>・ 事業延長に向けた協議等 本事業の期限が令和 3 年 3 月末までとなっているところ、関係団体と意見交換しつつ、国土交通省と令和 3 年度以降の事業延長等について協議、検討を行う。</li> </ul>
取組目標	<p>保証枠の拡充及び新規融資事業者の開拓、融資実績の拡大に向けた活動を実施する。</p>

## ② 下請債権保全支援事業

【担当部：金融・経理支援センター】  
(金融支援担当部)

事業の ねらい・効果	下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の保全を図るため、当該債権の支払を保証ファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担の軽減（保証料割引助成）及び保証債務の履行による保証ファクタリング事業者のリスク負担の軽減（損失補償）を実施する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(事業の期限：令和3年3月末)</p>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業推進に向けた取り組み               <ol style="list-style-type: none"> <li>① ファクタリング事業者に対し事業ニーズに係る調査を行うとともに、利用促進に向けた意見交換等を行う。</li> <li>② 関係団体等と連携し、都道府県、市町村等が主催する建設企業向け説明会等の場において、事業PRを行う。</li> <li>③ 関係団体（専門工事業団体等）に対する周知普及、利用促進活動を行う。</li> </ol> </li> <li>・ 事業延長に向けた協議等               <p style="margin-left: 20px;">本事業の期限が令和3年3月末まで1年間延長されたところ、関係団体と意見交換しつつ、国土交通省と令和〇年度以降の事業延長について協議、検討を行う。</p> </li> </ul>
取組目標	下請建設企業の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図るため、本事業の普及拡大を図る。

I 建設産業における金融の円滑化	
<b>③ 共同事業等に必要な資金の借入れに対する 債務保証・助成・融資あっせん</b> <span style="float: right;">【担当部：金融・経理支援センター】 (金融支援担当部)</span>	
事業の ねらい・効果	建設業者団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業者団体及び事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に本財団が債務保証を実施する。さらに、下記①の資金については、借り入れ金利に対して上限2%を6年間助成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①共同施設、共同機械設備の設置、購入のために必要とする資金 (保証期間：12年、保証割合90%、保証料率0.3%)</li> <li>②共同購入、共同リース等の共同事業のために必要とする資金 (保証期間：3年、保証割合90%、保証料率0.3%)</li> <li>③構成員に対し、事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：3年又は5年、保証割合90%、保証料率0.3%)</li> </ul> </li> <li>・特例措置として、除染作業の運転資金として構成員に転貸融資するために借り入れる資金については、当該業務委託の債権譲渡が図られていることを条件として、上記③の資金として債務保証等を実施する(保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1% 出来高査定費用助成：上限10万円、組合事務経費助成：定額2万円、企業事務経費助成：上限2万円(措置の期限は令和3年3月末))。 <p style="text-align: right;">(事業の期限：令和3年3月末)</p> </li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業推進に向けた取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>①については、パンフレットを活用し、都道府県建設業協会へのアンケート調査結果をもとに、会館等の耐震改修や建て替え等のニーズを踏まえた重点的な営業に加え、教育研修施設等に係る営業等を行う。</li> <li>②については、パンフレットや組合の共同事業等の事例を紹介する「事業協同組合ガイドブック」を活用し、新たな事業展開、既存事業の拡充等を検討する協会、協同組合への営業等を行う。</li> <li>③については、除染作業に係る転貸融資について、融資事業者である福島県建設業協同組合と連携を図りつつ、継続されている除染作業に活用されるよう営業等を行う。また、新たな転貸融資スキームを検討する協同組合への営業等を行う。</li> </ul> </li> <li>・事業延長に向けた協議等 <p>本事業の期限が令和3年3月末までとなっているところ、関係団体と意見交換しつつ、国土交通省と令和3年度以降の事業延長等について協議、検討を行う。</p> </li> </ul>
取組目標	建設業者団体の資金調達を支援するため、本事業の利用拡大に向けた活動を実施する。

II 建設産業の振興支援	
(1) 助成事業 <span style="float: right;">【担当部：経営基盤整備支援センター】</span> ④ 建設産業活性化助成事業 <span style="float: right;">(経営改善支援担当部)</span>	
事業の ねらい・効果	<p>建設産業団体が自主的に実施する建設産業の活性化に係る調査研究及び研修等に関する事業に対して助成を行い、経営基盤の強化、担い手確保・育成等を通じ、建設産業の活性化の推進を図る。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設産業団体（出えん団体、都道府県建設業協会・府県建設産業団体連合会、本財団が特に認める団体）に対し、1 団体あたり上限 200 万円（特別枠を利用した場合は 300 万円）、本財団が特に認める団体の場合は 1 団体あたり上限 150 万円とし、事業経費の 4/5 を助成する。</li> <li>・ 助成団体の事業の活性化に資するため、引き続き、団体のニーズを把握しつつ、可能な範囲で助成対象事業等の見直しを図る。</li> <li>・ 本財団の取組に資する活動として、本助成事業に係る業務委託を行う。</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請受付、内容審査のうえ交付決定</li> <li>・ 各助成団体の事業の進捗確認、年度末の報告・精算</li> <li>・ 交付要綱等の見直し</li> <li>・ 令和 3 年度の募集</li> <li>・ 委託事業の計画・実施・成果の検証</li> </ul>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成対象事業は、1) 経営基盤の強化に資する事業、2) 担い手確保・育成、雇用・労働環境改善に資する事業、3) その他事業</li> <li>・ 特別枠事業については、現状の原価管理、処遇改善、働き方改革、女性活躍、生産性向上（BIM/CIM 等）、地域連携による担い手確保育成等に資する取り組みに加え、建設業界を挙げて取り組んでいる重点事業（建設キャリアアップシステム関連に資する取り組み等）の普及に資するメニューを検討する。</li> </ul>



Ⅱ 建設産業の振興支援	
(2) 経営改善 <span style="float: right;">【担当部：経営基盤整備支援センター】</span> ⑤ 建設業経営者の経営力強化（建設業経営者研修） <span style="float: right;">（経営改善支援担当部）</span>	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業においては経営層の意思決定が企業に与える影響は特に大きい。このため、中小建設企業の経営者、経営後継者、経営幹部を対象とした研修会を開催し、今後待ったなしに対応が求められる生産性の向上や働き方改革などに的確に対応していけるよう経営管理能力の向上を図るとともに、参加者相互の情報交換・意見交換の場を提供する。</li> <li>・ 参加者が自社において経営革新を進める際のヒントや気づきを提供する。少子高齢化の進展に伴う担い手不足や後継者不足、ICT（情報通信技術）の急速な発展などといった環境変化を踏まえ、中小建設業における経営革新の着眼点や考え方、実践上の課題や改善点・効果などを提供できるよう工夫を行う。</li> </ul>
事業内容	<p>生産性向上、担い手確保育成、働き方改革、ICT（情報通信技術）、事業承継などといった時宜にかなったテーマを設定し、中小建設企業の経営者、経営後継者、経営幹部を対象とした研修会を開催する。</p>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修の企画検討、講師等の候補者の選定            （開催回数を従来の年1回から2回に増やすとともに、従来型研修と新規研修で異なったテーマや研修スタイルとする予定。）</li> <li>・ 他セミナーと連携して行う研修の検討（経営者研修の波及効果拡大の検討）</li> <li>・ 開催に向けたPR及び研修会の開催</li> </ul>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加人数目標は、従来型研修70名、新規研修30名。</li> <li>・ 企業の生産性向上、担い手確保育成、働き方改革、事業承継等のテーマを中心に据え、時流に合ったテーマ設定を行い、リピーター及び新規参加者の増加を目指す。</li> <li>・ 参加人数の増加、会場費等の経費の削減に努める。</li> </ul>

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(2) 経営改善 <span style="float: right;">【担当部：金融・経理支援センター】</span>	
⑥ 建設業経理検定試験・研修・講習 <span style="float: right;">(経理研究・試験担当部)</span>	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設企業の経営基盤の強化を支援するため、建設業会計の知識の習得・普及を推進する。</li> <li>担い手確保の観点から高校生等の資格取得に係る研修等を建設業協会と連携し実施することにより、若年者の建設業界への入職促進を図る。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業経理士検定試験（1級・2級）を年2回（9月、3月）、建設業経理事務士検定試験（3級・4級）を年1回（3月）、47都道府県において実施する。</li> <li>建設業経理事務士特別研修を47都道府県で実施する。また、担い手確保の観点から工業高校等の教育機関と連携し、学校単位での特別研修を併せて実施するほか、建設業会計知識の習得・普及等を目的に企業・団体単位での特別研修も実施する。</li> <li>新制度に対応した登録建設業経理士講習を47都道府県において実施する。</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年9月13日（日）に上期建設業経理検定試験（建設業経理士1級・2級）を実施する。</li> <li>令和3年3月14日（日）に下期建設業経理検定試験（建設業経理士1級・2級、建設業経理事務士3級・4級）を実施する。</li> <li>高校単位での申込に対して実施している検定試験受験料半額をPRし、若年者の受験拡大を図る。</li> <li>建設業団体に出向き、企業・団体の研修の一環としての建設業経理事務士特別研修の開催を働きかける。</li> <li>建設業協会等職員に対する資格取得支援を行う（特別研修及び検定試験）。</li> <li>建設業経理検定試験の出題範囲見直しに関する検討を行う。</li> <li>令和3年より経営事項審査の審査基準が改正されることから新制度に対応した登録建設業経理士講習を、対面及び映像により実施する。</li> </ul>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県建設業協会との連携をさらに強化し、検定試験及び特別研修の申込者増に繋げる。</li> <li>検定試験においては、担い手確保の観点から商業高校等からも幅広く申込者を獲得し、一層の申込者数、受験率の向上を図る。</li> <li>特別研修（一般）の受講者数は、2,740名（3級1,270名、4級1,470名）を想定。</li> <li>特別研修（高校生）は、受講料値下げを幅広くPRし、受講者数1,910名（3級550名、4級1,360名）を想定。</li> <li>特別研修（企業等）は、引き続き建設業団体、企業、人材派遣会社に対してPRを行う。</li> <li>特別研修の総開催回数は、約216回を想定（一般（47回×2回+12回（東京地区）+高校等100回+企業等10回））。</li> <li>登録建設業経理士講習を建設業協会と連携して実施する。1級3,200名、2級26,800名。（1級対面20回、1級映像50回、2級対面50回、2級映像505回 計625回）</li> </ul>

Ⅱ 建設産業の振興支援	
<b>(3) 情報化推進(CI-NET)</b> <span style="float: right;"><b>【担当部：経営基盤整備支援センター】</b></span> <b>⑦ 電子商取引の標準化</b> <span style="float: right;"><b>(情報化推進支援担当部)</b></span>	
事業の ねらい・効果	<p>情報化評議会として、建設産業における電子商取引を推進し、生産性の向上や経営の合理化を図り、CI-NET を実施する企業に対して働き方改革に資する取り組みを行う。また、契約手順の標準化や契約の徹底などにより建設業の法令遵守を推進する。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設産業における電子商取引等の標準化を推進するため、標準ビジネスプロトコルや実装規約のメンテナンスを行う。</li> <li>・ 情報化評議会で新たに策定した普及拡大のための「CI-NET 第4次3ヵ年活動計画(2020～2022年度)」の初年度として、調達業務の電子標準化に向けた取り組みを行う。</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2023年10月施行の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に併せ、CI-NET LiteS 実装規約の次期バージョンに係る移行及び運用に関する検討を行う。</li> <li>・ 働き方改革に大いに寄与する出来高・請求業務、工事請負契約外取引業務(小口処理業務)の実施拡大方法を検討する。</li> </ul>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適格請求書等保存方式に対応した CI-NET LiteS 次期実装規約を円滑に移行させるため、移行に関する運用計画を策定する。</li> <li>・ 設備見積業務及び工事請負契約外取引業務の簡易な運用方法を策定する。</li> </ul>

II 建設産業の振興支援	
(3) 情報化推進(CI-NET) <span style="float: right;">【担当部：経営基盤整備支援センター】</span>	
⑧ 電子商取引の普及推進 <span style="float: right;">(情報化推進支援担当部)</span>	
事業のねらい・効果	建設産業全体の生産性の向上や経営の合理化を図り、CI-NET を実施する企業に対して働き方改革に資する取り組みを行う。また、建設業の法令遵守を推進させるため、電子商取引の一層の普及・拡大を推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報化評議会で新たに策定した普及拡大のための「CI-NET 第4次3ヵ年活動計画(2020～2022年度)」の初年度として、CI-NET の普及拡大に向けた取り組みを実施する。</li> <li>・ 電子商取引説明会や勉強会、企業への個別支援などを実施し、電子商取引の理解と関心を深め、電子商取引導入企業の増加を図る。</li> <li>・ 電子商取引に必要な企業識別コード及び電子証明書を適切に発行する。</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CI-NET の普及をより効率的かつ効果的に展開するため、普及促進活動に関する対応策を検討するとともに以下の活動を実施する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①電子商取引説明会や勉強会、企業への個別支援</li> <li>②完工高300億円以上のゼネコン及び専門工事業等の発注側企業に対する普及活動</li> <li>③CI-NET 導入済み発注側企業に対する電子化率向上及び出来高請求業務拡大に向けた普及活動 等</li> </ol> </li> <li>・ 電子商取引に必要な企業識別コード及び電子証明書を適切に発行する。</li> </ul>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CI-NET の普及・拡大に向けた「CI-NET 第4次3ヵ年活動計画(2020～2022年度)」の初年度として設定した目標を達成する。 (ゼネコン導入企業数：3ヵ年間で10社以上増加、CI-NET 利用の電子商取引実施企業数：2022年度末で1万5千社以上)</li> <li>・ CI-NET に関する説明会を東京および地方都市で開催する。開催にあたっては、(初心者向け、出来高・請求への業務拡大等) テーマ設定を行ったうえ、参加者のニーズに促した内容で実施する。</li> <li>・ 企業識別コード及び電子証明書発行に係る申込書審査業務の効率的な手順(手順の単純化、簡素方法へ変換)を策定する。</li> </ul>

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 <span style="float: right;">【担当部：建設キャリアアップシステム事業本部】</span> ⑨ 建設キャリアアップシステムの開発・運営	
事業のねらい・効果	<p>建設キャリアアップシステムは、技能者の保有資格、社会保険加入状況、研修受講履歴や就業履歴などの情報を業界統一のルールで登録・蓄積する仕組みであり、システムを活用し、技能者の適切な評価、処遇改善及び技能の研鑽、将来にわたる担い手確保、現場管理の効率化並びに生産性の向上を図る。</p>
事業内容	<p>事業者及び技能者に対し、事業者情報及び技能者情報の登録、現場・契約情報の登録及び施工体制の登録の上で、技能者の現場における就業履歴を蓄積するデータベースを提供する。</p>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設キャリアアップシステムへの事業者情報登録及び技能者情報登録の促進を図るとともに、建設現場での運用（技能者の就業履歴の蓄積）を促進する。</li> <li>・建設技能者のレベル判定システム及び外国人就労管理システム、建退共との情報連携を通じ、技能者の処遇改善や現場管理の効率化に寄与する。</li> <li>・ニーズに応じた説明会の開催、分かりやすい動画等コンテンツの提供や業界団体を通じた現場運用見学会の開催等を通じ、システムの活用・普及を推進する。</li> </ul>
取組目標	<p>建設業界のソフトインフラとして、登録促進・利用促進を図るとともに、円滑かつ安全にサービスを提供する。</p>

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 <b>⑩ 建設労働者育成支援事業</b> (厚生労働省受託事業) <span style="float: right;">【担当部：経営基盤整備支援センター】 (人材育成支援担当部)</span>	
事業の ねらい・効果	建設産業において、若年入職希望者等に対する人材育成の支援体制の整備が急務となっており、離転職者、新卒者、未就職卒業者等を対象として、訓練生の募集から職業訓練、就職支援までを一連のパッケージとして実施することにより、とび、型枠、鉄筋等の躯体系職種等における建設技能労働者の確保に対応する。(技術職及び他の技能職種についても地域のニーズに応じて柔軟に対応) ※本年度から3年間の時限措置
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本財団に中央拠点を設置するとともに、本事業を全国において実施するため、地域の総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校等に地方拠点を設置する(地方拠点等：23箇所(令和元年度末現在))。</li> <li>・地方拠点には、本財団が雇用する職員を地方駐在の専任職員等として配置するとともに、地域の建設業団体や職業訓練校、教育機関等から構成される協議会(既存の協議会等の活用も想定)と連携して、各地域の状況に即した効果的な事業運営を図る。</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方拠点の設置(地方拠点の事務所賃貸借契約締結、専任職員等の採用等)</li> <li>・求職者(訓練生)を求人することが見込まれる建設企業及び建設産業団体のニーズ調査</li> <li>・職業訓練の実施方針(対象職種、実施期間、カリキュラム等)の作成</li> <li>・職業訓練に係る業務委託契約の締結</li> <li>・職業訓練生募集業務の実施</li> <li>・職業訓練業務の実施</li> <li>・就職支援業務の実施</li> <li>・職業訓練等における既存プログラムの調査及び体系化に関する研究、整備</li> </ul>
取組目標	訓練参加者：500名以上、訓練修了者：訓練参加者の90%以上、就職者：訓練修了者の70%以上

※ 令和2年度の厚生労働省の委託事業であり、現段階においては、受託未確定。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 <span style="float: right;">【担当部：経営基盤整備支援センター】</span> ⑪ 中小企業等担い手育成支援事業 <span style="float: right;">(海外人材育成支援担当部)</span> (厚生労働省受託事業)	
事業のねらい・効果	<p>中小建設企業の3年以内の新規入職者を対象として、OJTとOff-JTを組み合わせた訓練を実施し、技能の向上を図る。</p> <p>業界団体等が個々の企業における訓練計画策定や進捗管理を支援することで、堅実なスキル(業界での実務経験や公的資格)を身につけた人材を育成し、事業所の生産性の向上や定着に加え、明確な目標を持って働きながら訓練を受ける環境を整備するなど、人手不足対策の一層の強化を図る。</p>
事業内容	<p>訓練の確実かつ効果的な実施に向け、本事業の周知広報(事業所向け、訓練候補生向け)、訓練計画策定に向けた支援、OFF-JT講習の実施、訓練の進捗把握、補講の実施、相談支援(事業所向け、訓練生向け)等を実施する。</p>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練生募集に向け、本事業PR用のチラシ等を作成し、関係団体等に配布する。また、当財団のホームページに本事業PR用のバナー等を掲載し募集活動を行う。</li> <li>・訓練生確定後、関係団体、外部専門家等と連携し、訓練計画策定に向けた支援を行う。</li> <li>・3ヶ月に1回程度でOFF-JT講習、熟練度把握のための試験を実施し、一定レベルに達していない者については、補講を実施する。</li> <li>・月に1回程度雇用先事業所を訪問し、訓練計画の進捗状況を把握すると同時に訓練生の勤怠状況等も確認し、訓練継続に向けた支援を行う。</li> <li>・訓練生、訓練生選出企業の担当者の要望に応じ、相談支援(事業所向け、訓練候補者向け)等を実施する。</li> <li>・訓練の計画内容、進捗状況等を確実に把握し、訓練生の確実な訓練実施に寄与する。</li> </ul>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種訓練を通じ、訓練生を確実に3級技能士に合格させ、2級技能士レベルまで育成をする。</li> <li>・訓練生・訓練生派遣企業に混乱をきたさないよう確実な訓練を実施するとともに、的確な支援を行う。</li> </ul>

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 <span style="float: right;">【担当部：経営基盤整備支援センター】</span> ⑫ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等 <span style="float: right;">(人材育成支援担当部)</span>	
事業のねらい・効果	建設産業人材確保・育成推進協議会（人材協）の事務局として建設産業界への若年者の入職促進及び担い手確保・育成に向けた活動を引き続き展開する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業界ガイドブックの作成・配布</li> <li>・私たちの主張及び高校生の作文コンクールの実施</li> <li>・子ども霞が関見学デーへの参加</li> <li>・学校キャラバンの実施</li> <li>・WEBサイトの拡充や様々な情報発信方法の検討</li> <li>・人材協事業の活性化、全国展開を図るために、国土交通省各地方整備局等との連携を推進</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建設業界ガイドブック」等の配布 担い手確保・育成の取り組みに役立てていただくために、建設業界ガイドブックやその他広報ツールを、建設業団体や工業高校、ハローワーク等の関係各所に配布する。</li> <li>・私たちの主張及び高校生の作文コンクールの実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>①作品募集開始（5月）</li> <li>②募集締め切り・審査（8月）</li> <li>③優秀作品の表彰（10月）</li> </ul> </li> <li>・子ども霞が関見学デーへの参加 夏休み期間に子どもたちが広く社会を知る体験活動の機会を提供する取り組みとして、国土交通省で行われる「子ども霞が関見学デー」に参加し、子どもたちに建設業の魅力や社会的な役割を理解してもらうために、様々な体験ブース等を出展する。</li> <li>・学校キャラバンの実施（随時） 若年者の建設業への関心を高めることを目的として、建設業団体、企業、行政機関等が一体となって学校に出向き、建設業の魅力等を直接語りかけ交流するキャラバンを実施する。</li> <li>・戦略的広報の推進 WEBサイトの拡充を行うとともに、WEB以外の効果的な広報について、情報発信方法の検討を行う。</li> <li>・人材協事業の地方整備局との連携 人材協事業の活性化、全国展開を図るために、国土交通省各地方整備局等との連携を推進する。（学校キャラバンの全国展開、戦略的広報の推進、作文コンクール受賞者への賞状伝達等）</li> <li>・建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業成果の活用及び連携 「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業」の成果である各種ネットワークや各種教材及びツール等について、以下の活用及び連携を行う。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域連携ネットワーク事業実施団体や職業訓練校等連絡会議の取り組みを支援する。</li> <li>② 人材協とコンソーシアム事業が連携して行ってきた戦略的広報の成果を、人材協事業の活性化につなげていく。</li> <li>③ 各建設業団体の担い手確保・育成の取り組みを集めた事例集の情報を拡充し、水平展開を図る。</li> </ul> </li> </ul>



	<p>④各種教材やツールを人材協事業において活用するとともに、内容の更新等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種会議の運営</li> </ul> <p>運営委員会、全国担当者会議等の会議運営を行う。</p>
<p>取組目標</p>	<p>既存事業を着実に実施するとともに、人材協事業をさらに活性化させるため、以下の事業に重点的に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方整備局との連携推進を図り、学校キャラバン等の全国展開に努める。</li> <li>・建設産業の戦略的広報を行うにあたり、コンテンツの充実を図るとともに、現在、保有している多くのツールや情報も含めた、効果的な発信方法を検討する。</li> </ul>

II 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 <span style="float: right;">【担当部：経営基盤整備支援センター】</span> ⑬ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業 <span style="float: right;">(人材育成支援担当部)</span> の定着支援	
事業のねらい・効果	本財団が事務局を務め、昨年度終了した「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業」における事業成果を持続的なものとしていくため、本年度から3年間の定着支援を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携ネットワーク事業実施団体の取り組みの支援</li> <li>・職業訓練校等連絡会議の取り組み支援</li> <li>・教員免許状更新講習「実務施工体験研修」の継続実施</li> <li>・各種教材及びツール等の活用と更新等</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携ネットワーク事業実施団体が行う取り組みの支援 地域連携ネットワーク事業実施団体が行う担い手確保・育成の取り組みのうち、特に効果が表れている事業について、その支援策を検討する。</li> <li>・職業訓練校等連絡会議の取り組み支援 各職業訓練校等が訓練のノウハウ共有や連携等を行ってきた、職業訓練校等連絡会議の実施にあたる支援を行う。</li> <li>・教員免許状更新講習「実務施工体験研修」の継続実施 昨年度、静岡県、兵庫県、福岡県の3か所で実務施工体験研修を実施したが、受講者である教員から好評を得たこと、また、この研修が、子どもたちの進路選択の際に影響のある教育者に建設業の魅力を伝える重要な機会でもあることから、継続して実施する。</li> <li>・各種教材及びツール等の活用と更新等 各種教材やツールを人材協事業において活用するとともに、広く活用してもらうための周知活動を行う。また、内容の更新等も行っていく。</li> <li>・人材協とコンソーシアム事業が連携して行ってきた戦略的広報の成果を、人材協事業の活性化につなげていく。</li> </ul>
取組目標	「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業」における事業成果が、効果的かつ持続的に発展していけるよう、適切な支援を実施する。

II 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 <span style="float: right;">【担当部：経営基盤整備支援センター】</span>	
⑭ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等 <span style="float: right;">(人材育成支援担当部)</span>	
事業の ねらい・効果	登録基幹技能者制度推進協議会の事務局として、登録基幹技能者の更なる普及・活用を目指した周知活動等を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録基幹技能者講習実施団体が講習で活用する共通テキストの改訂を行う。</li> <li>・登録基幹技能者制度の評価・活用の拡大に向けてパンフレットの改訂等を行う。</li> <li>・登録基幹技能者の更なる評価向上へ向けた以下の要望活動を展開する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 登録基幹技能者が総合評価制度において活用されるよう、公共発注者への要望</li> <li>ii 優秀職長制度等において登録基幹技能者が評価されるよう、総合工事業者並びに総合建設業者団体への要望</li> </ul> </li> <li>・講習実施団体数：35 職種 50 団体</li> <li>・登録基幹技能者数（平成 30 年度末時点）：67,437 名（平成 29 年度比 +5,170 名）</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録基幹技能者制度推進協議会の運営</li> <li>① 総会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度の事業報告・決算の承認、令和 2 年度の事業計画、収支予算の決定について等</li> </ul> </li> <li>② 運営委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度の事業報告（案）の検討、令和 2 年度の事業計画（案）・収支予算（案）の検討について</li> </ul> </li> <li>・登録基幹技能者講習共通テキストの改訂 <ul style="list-style-type: none"> <li>概ね 5 年ごとに改訂を行っている共通テキストの改訂を、協議会の下に設置されている共通テキスト改訂WGにおいて行い、発刊する。</li> </ul> </li> <li>・登録基幹技能者パンフレットの改訂 <ul style="list-style-type: none"> <li>登録基幹技能者制度の評価・活用の拡大に向けて、制度周知のためのパンフレットを改訂する。</li> </ul> </li> <li>・登録基幹技能者講習実施団体に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>講習実施団体に対して相談対応等を行うなどのサポート等を行う。</li> </ul> </li> </ul>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設キャリアアップシステムの本運用や総合評価方式における登録基幹技能者の評価・活用の拡大に伴い、登録基幹技能者制度を取り巻く状況は大きく変化していることから、講習実施団体に対して相談対応等を行うなどの支援に努める。</li> <li>・登録基幹技能者共通テキストの改訂を行う。</li> <li>・登録基幹技能者の評価・活用の拡大に向けて、パンフレットの改訂等を行う。</li> <li>・登録基幹技能者制度の展開に向け、地方公共団体や独立行政法人などの公共発注者や総合工事業者等に対して、登録基幹技能者制度の周知活動を行い、総合評価及び元請企業における活用の拡大を図る。</li> </ul>

II 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 <span style="float: right;">【担当部：経営基盤整備支援センター】</span> ⑮ 海外建設技能実習生・外国人建設就労者受入事業 <span style="float: right;">(人材育成支援担当部)</span>	
事業の ねらい・効果	<p>建設産業分野における国際貢献の一環として、発展途上国の建設産業に貢献できる人材の育成を図るため、我が国の技能等の移転を図り、当該発展途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした「外国人技能実習制度」の監理団体として事業を実施するほか、緊急的かつ時限的な措置として即戦力となる外国人建設就労者の受入を行う「外国人建設就労者受入事業」の特定監理団体として事業を実施する。</p> <p>同時に、当財団の限られた人材を重点事業に集中させるため、新規受入を昨年度で停止したが、引き続き当事業の縮小に向けた作業を行う。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」を踏まえ、監理団体として適正な対応を執るとともに、実習実施者（受入企業）に的確な情報を提供する。</li> <li>・受入企業の施工現場における実習生の実態等について把握するため、企業巡回時等においてヒアリングを行う。</li> <li>・外国人技能実習制度を統括している外国人技能実習機構等と連絡を密にしていくとともに、建設業界における当財団の使命に鑑み、意見を提言していく。</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送出し機関・受入企業・外国人技能実習機構・国際建設技能振興機構と協同して、適正な実習を実施する。</li> <li>・事業の縮小に向け、他の監理団体と連携し、受入企業に対する支援を引き続き行っていく。</li> <li>・建設技能人材機構（JAC）の活動に協力し、建設分野における特定技能の普及に努める。</li> </ul>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習法等に基づき、監理団体としての責務を一層的確に果たすとともに受入企業に対し、情報提供等のサービスの向上を図る。</li> <li>・法令に従った受入企業への巡回の際に、技能実習生・建設就労者との面談、宿舍訪問等を積極的に行うことにより、失踪等の防止に努める。</li> </ul>

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(4) 人材確保・育成 <span style="float: right;">【担当部：金融・経理支援センター】</span> ⑩ 建設業経理士の支援・育成 <span style="float: right;">(経理研究・試験担当部)</span>	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級及び2級建設業経理士を対象とした継続学習制度が新しく制度化される予定であることから、継続学習に関する諸課題を分析する。</li> <li>・登録建設業経理士に対して、登録建設業経理士専用ウェブサイト（以下：ウェブサイト）、メールマガジン等を通じて、最新の税・財務等の会計知識をはじめ実務スキルの向上に資する様々な情報を提供する。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一財)建設産業経理研究機構（以下：機構）と連携して建設業会計に関する継続教育の課題等を分析する。</li> <li>・登録建設業経理士に対するサービスの充実・提供を図る。</li> <li>・ウェブサイトに建設業会計に関する講習内容を収録・編集した動画をアップする。</li> <li>・機構が実施する実務セミナー等に登録建設業経理士が参加する場合、特別割引価格で受講できるように助成する。</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業会計に関する継続教育の課題等を分析する。</li> <li>・ウェブサイトやメールマガジンを通じた情報提供の継続的な実施及びQ&amp;Aコーナー等のウェブサイトの更なる充実を図る。</li> <li>・機構が主催する実務セミナー等の講習に対して登録建設業経理士が受講する場合の受講料の助成を行う。</li> </ul>
取組目標	<p>登録建設業経理士の登録者のメリット拡大のため、次のサービスを充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ウェブサイトの充実（Q&amp;Aコーナーの更なる充実化、電子書籍版「建設業の経理」のバックナンバー掲載）</li> <li>②登録建設業経理士に対して機構が主催する実務セミナーのPR等を充実させ受講者数を増加させる。</li> </ul>

II 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等 <span style="float: right;">【担当部：企画広報部及び各部】</span> ⑰ 建設産業にかかる総合的な調査研究 等	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設産業に関する調査研究等を通じて、建設産業振興策の立案等に活用する。</li> <li>・本財団の事業促進に関連する団体等との協力体制を強固にし、施策の連携及び高度化を図る。</li> </ul>
事業内容	今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する各種の調査研究等を行う。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設産業の活性化に向けた関係団体との連携強化の推進に係る検討（生産性向上、事業承継等）</li> <li>・建設産業関係諸データの情報提供に関する検討</li> <li>・工業高校生の入職・定着促進に関する調査研究の実施</li> <li>・建設企業の地域貢献支援の調査、研究</li> </ul>
取組目標	調査研究及び検討の成果がより早く発現するよう、本財団の各部門はもとより、関係する諸機関との緊密な連携を図る。

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等 <span style="float: right;">【担当部：金融・経理支援センター】</span> ⑱ 建設業経理に関する調査研究等 <span style="float: right;">(経理研究・試験担当部)</span>	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の建設業の経営力強化を図るため、中小建設企業が適用すべき会計処理等を示すとともに関連した財務情報等を提供する。</li> <li>・機構と連携して中小建設企業の調査研究を引き続き行う。</li> <li>・建設業会計に関する継続学習の課題等を分析するとともに、今後の継続学習の調査研究を行う。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小・零細建設業の経営改善等に資するテーマを設けて各都道府県建設業協会と連携し、税財務講習会等を実施する。</li> <li>・建設企業の会計の諸課題に関する調査研究を行う。</li> <li>・建設業会計に関する継続学習の課題等の調査研究を行う。</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設産業団体と共催して税財務講習会等を実施する。</li> <li>・全国の中小建設企業に対して中小建設業会計の諸課題に関する調査研究などを行う。</li> <li>・建設業会計に関する継続学習の課題等を分析する。</li> </ul>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税財務講習会（都道府県建設業協会との共催）は15回の開催を目標とする。</li> <li>・建設企業の会計の諸課題などに関して取りまとめる。</li> <li>・建設業会計の継続学習における課題等を分析した上で継続学習のあり方に関して取りまとめる。</li> </ul>

Ⅱ 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等	
⑱ 「建設業しんこう」の発刊及び建設産業に係る情報提供 <span style="float: right;">【担当部：企画広報部及び各部】</span>	
事業のねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業経営に資する情報の提供を行うことにより建設企業の経営改善等を促進する。</li> <li>・本財団が実施する事業及び建設企業や建設産業団体等の活動についての広報を行うことにより、建設産業を国民にとってより身近なものとし、国民と建設産業界を繋ぐ橋渡しの役割を果たす。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建設業しんこう」の発行（全10号、7・8月号と12・1月号は合併号）及び「しんこうWeb」による情報提供</li> <li>・入職促進に資する若年者等を対象としたウェブサイト、ガイドブック等による情報発信</li> <li>・ウェブサイトやパンフレット等を活用した各事業の広報・情報提供</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建設業しんこう」を年間10回発行（メルマガの配信）するほか、企画内容の充実を図る。</li> <li>・「建設産業人材確保・育成推進協議会」が保有する様々な、「若年者の入職促進、担い手の確保・育成に関するウェブサイトについて、その統合や情報の拡充を行っていく。また、「高校等キャラバン」等、各種イベントの実施に係る情報を適時・的確に提供する。</li> <li>・各建設業団体の担い手確保・育成の取り組みを集めた事例集の情報を拡充し、水平展開を図る。</li> </ul>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建設業しんこう」の分かりやすく魅力的な誌面構成の検討及びウェブコンテンツのタブレット端末対応等により、更なる内容の充実等を図り、建設企業の経営改善等に資するとともに国民と建設産業を繋ぐ橋渡しとしての役割を果たす。</li> <li>・WEBサイト、パンフレット等の内容の充実や、見やすさ・分かりやすさを追求していくとともに、WEBサイトの内容拡充、WEB以外の効果的な情報発信方法について検討を行う。</li> </ul>



Ⅱ 建設産業の振興支援	
(5) 調査研究、広報、情報提供等	
【担当部：企画広報部及び各部】	
⑳ 連携団体職員合同研修	
事業の ねらい・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設産業団体の事務局職員の合同研修の開催を通じ、職員の資質向上及び研鑽、相互理解の促進を図る。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>本財団に対する出えん団体をはじめ、各都道府県建設業協会事務局職員（支部職員等を含む）を対象とした2日間の研修を実施する。</li> <li>建設産業政策の動向や建設産業団体事務局における実務等に資する知識等（企業経営支援、広報、法務、会計・税務等）に関する研修を実施するとともに、建築物や公共土木施設等の見学を実施する。</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修参加者アンケートの調査結果を参考に、開催時期・場所を含め企画内容を検討した上で実施する。</li> </ul>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループワークなど、参加者相互の交流促進の観点を踏まえた研修内容を企画し、実施する。</li> <li>研修実施後のアンケート調査等を踏まえ、より受講者満足度の高い研修会の企画内容を検討し、継続的な研修会の実施につなげる。</li> </ul>

Ⅲ 施工技術等の向上	
<p style="text-align: right;">【担当部：試験研修本部】</p> <p>⑳ 建築／電気工事施工管理技術検定試験 (試験管理・講習部／建築試験部／電気試験部)</p>	
事業のねらい・効果	技術検定試験の実施を通じ、施工管理技術者の確保・育成を図り、建設業の施工技術の向上に寄与する。
事業内容	<p>国土交通大臣の指定試験機関として、建設業法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき次の技術検定試験を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築施工管理技術検定試験（1 級及び 2 級）</li> <li>・ 電気工事施工管理技術検定試験（1 級及び 2 級）</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 級学科試験の実施（令和 2 年 6 月 14 日（日））</li> <li>・ 1 級実地試験の実施（令和 2 年 10 月 18 日（日））</li> <li>・ 2 級学科試験(前期)の実施（令和 2 年 6 月 14 日（日））</li> <li>・ 2 級学科試験(後期)及び学科・実地試験の実施（令和 2 年 11 月 8 日（日））</li> <li>・ 令和 3 年度の技士補制度導入、1 級受検資格緩和等の制度変更に向けた対応</li> </ul>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築・電気工事施工管理技術検定試験の適確な実施・運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>2 級施工管理技術検定学科試験の年 2 回化等に伴う業務の増加を踏まえつつ申込審査、試験問題の作成、試験実施等を適確に行う。</li> </ul> </li> <li>・ 施工管理技術者の確保・育成に資する受験者の利便性向上・拡大策の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>①受験者への情報提供等のツールである受験者マイページについて、利便向上のため機能の整理を行う。</li> <li>② ネット申込は願書購入が不要となるため、再受験者に対しネット申込の利便性を周知するとともに、利用率の向上につなげる。</li> <li>③ 「2 級学科のみ受験」願書は今までネット販売と基金窓口での販売に限られていたものを他の願書と同様に地方でも窓口販売を行う。（また、学校へは無償配付とし利便の向上を図る。）</li> </ul> </li> <li>・ 令和 3 年度の制度改正に向け次の取り組みについて、国土交通省と連携した検討等 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 級学科試験の早期受験化に向けた準備等を行う。</li> <li>②若年層の建設業界への入職促進、及び高水準にある離職率を抑制するため技士補制度の導入に向け準備等を行う。（資格取得への意識醸成とモチベーション向上）</li> <li>③制度改正とあわせ合格証明書の交付事務が試験機関に移管される予定であるため準備等を行う。</li> </ul> </li> </ul>
備考	<p>受験申請見込者数</p> <p>【建築（1・2 級合計）】 101,211 名（令和元年度実績） → 104,500 名（令和 2 年度推計）</p> <p>【電気（1・2 級合計）】 41,224 名（令和元年度実績） → 46,500 名（令和 2 年度推計）</p>

Ⅲ 施工技術等の向上	
<p>⑳ 監理技術者講習 <span style="float: right;">【担当部：試験研修本部】 (試験管理・講習部)</span></p>	
事業のねらい・効果	建設工事の適切な施工を確保する上で重要な役割を担う監理技術者を対象に、最新の法律制度、施工管理及び建設技術に関する講習を実施し、施工技術の維持向上を図る。
事業内容	国土交通大臣の登録講習実施機関として、建設業法第 26 条第 4 項に基づく、監理技術者講習を全国において実施する。
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講習予定回数 1,500 回（対面 31 回・テレビ 1,469 回） （開催予定都市：47 都道府県、約 300 会場において開催）</li> <li>・ 受講者推計 46,900 名</li> </ul>
取組目標	<p>【年間目標】受講予定者数 46,900 名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受講者数拡大による収入増加策</li> <li>①建設業団体と連携し P R チラシの配布及び協力体制の強化を図る。</li> <li>②企業申込データ等を分析して出張講習の営業強化を図る。</li> <li>③他事業との連携により営業強化を図る。</li> <li>・ 地区別受講者データ分析を実施して、令和 3 年度以降の効果的な事業計画を策定</li> </ul>
備考	<p>受講者推計 令和元年度計画 56,500 名 → 令和 2 年度推計 46,900 名</p>

Ⅲ 施工技術等の向上	
②③ 建築・設備施工管理能力の維持・向上支援事業 <span style="float: right;">【担当部：試験研修本部】</span> （建築・設備施工管理 CPD 制度の構築・運用） <span style="float: right;">（試験管理・講習部）</span>	
事業のねらい・効果	建築・設備施工管理分野の技術者が自主的に能力を研鑽する継続教育（CPD）制度を通じ、技術者の技術力の維持・向上を図る。
事業内容	建築・設備施工管理 CPD 制度の拡大と安定的な運営
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本制度の参加者数増大及び実績証明書利用拡大に向けた普及活動の推進</li> <li>・ 建築・設備施工管理 CPD 制度の普及の推進</li> <li>・ 全国での認定プログラムの増加</li> <li>・ 確実な実績証明書発行事務の実施</li> </ul>
取組目標	<p>【年間目標】 令和 2 年度参加者累計 9,000 名            （1,500 名（建築系 500 名、設備系 1,000 名）の年内増加を目指す。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度参加者の拡大               <ul style="list-style-type: none"> <li>①平成 30 年度に制度説明を行った設備系協会と連携して CPD 制度の周知普及を図る</li> <li>②普及の成功例を整理し新規参加を検討中の団体や大手企業等への説明等に活用する</li> </ul> </li> <li>・ 発注機関への制度利用の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>各地の協会等と連携し当制度の実績証明書活用拡大に向けた活動の実施</li> </ul> </li> <li>・ 建築・設備施工管理 CPD 制度の普及推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>①プログラムの受講機会が極端に不足している設備系のプログラムの増大に努める</li> <li>②大阪建設業協会の協力を得てさらなる映像プログラムの構築を行う</li> </ul> </li> <li>・ e ラーニングの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>e ラーニングの実施を希望しているプロバイダーと連携して周知普及を図る</li> </ul> </li> <li>・ 確実な実績証明書発行事務体制の確立               <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 3 年より経営事項審査に新たに CPD 実績が活用される予定であるが、これにより急増が見込まれる実績証明書を確実に発行できる体制の検討を行い、必要な措置を調整・実施する</li> </ul> </li> </ul>
備考	（令和元年 10 月 31 日現在） 参加者累計 7,772 名（令和 2 年度当初推計参加者数 7,305 名）→令和 2 年度参加者累計推計 9,000 名

IV 建設産業政策への協力	
⑭ 建設産業の生産性向上の推進 <span style="float: right;">【担当部：経営基盤整備支援センター】</span> （地域建設産業の生産性向上及び持続性確保） <span style="float: right;">（経営改善支援担当部）</span> （国土交通省受託事業）	
事業のねらい・効果	<p>本事業は国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課の委託事業であり、昨年度は「建設企業の継続促進に関する調査検討業務」として受託した経緯がある。</p> <p>本年度は、「地域建設産業の生産性向上及び持続性確保」として概算要求がなされているところであり、事業のねらい・効果は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小・中堅建設企業は生産性向上が必要不可欠であるが、会社レベルでは投資資金・人材が限られており、ノウハウも蓄積されておらず、取り組みが進んでいない。</li> <li>・ このため、多能工化の推進、技術革新への対応や企業活動の継続促進に関する相談支援等を行うことで、地域における中小・中堅建設企業の生産性向上と持続性確保を推し進める必要がある。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設業に精通した専門家によりアドバイスを受けられる「相談支援」、また特に中小・中堅建設企業が抱える課題解決の参考となるモデル性の高い取り組みを重点的に支援する「重点支援」を実施。</li> </ul> <p>&lt;推進する主な取り組み&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多能工化の推進</li> <li>技術革新への対応（ICT技術など）</li> <li>企業活動の継続促進</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本支援での事例を通じて、取り組む際の手法や留意点等に関する手引きや事例集を作成し、効果的な横展開を実施。</li> </ul>
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援業務への対応として、全国にアドバイザーとなりうる人材を確保する。</li> <li>・ 重点支援の開始・募集に伴うPR・周知活動を実施する。</li> <li>・ 重点支援先の選定のため審査会を開催する。</li> <li>・ 重点支援先の事業進捗状況等の確認のため現地調査を実施する。</li> <li>・ 手引き作成に向け、ヒアリング調査等を実施する。</li> <li>・ 上記取り組みを円滑かつ効率的に進めるための委員会を設置する。</li> </ul>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援や重点支援を通じて、中小・中堅建設企業の円滑な生産性向上・事業継続に資することを目標とする。</li> <li>・ 他の建設企業の参考となる手引き等を作成する。</li> </ul>

※ 令和2年度の国土交通省の委託事業として想定されるものであり、現段階においては受託未確定。また、本事業の制度設計も未確定であり事業計画等は現時点での想定である。

IV 建設産業政策への協力	
②⑤ 建設業における女性の定着促進 (国土交通省受託事業)	【担当部：経営基盤整備支援センター】 (人材育成支援担当部)
事業の ねらい・効果	<p>本事業は国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課の委託事業である。</p> <p>昨年度、建設業における女性の定着促進に関する新たな計画が策定されたことを受けて、建設業界が自律的・継続的に女性の定着促進に取り組める環境を整備する。また、建設産業で働く全ての女性が働き続けやすい環境整備などに向けた各種取り組みを行う。</p>
事業内容	<p>女性の定着促進に関する新たな計画に基づき、地域での取り組みの機運が高まるよう、地域ブロック単位でのセミナー等の開催、地域中小建設企業の女性技術者の確保・育成に向けた取り組み事例の収集とその水平展開、建設産業女性定着支援ネットワークの充実等の事業を実施する。</p>
事業計画	<p>本財団は昨年度も女性定着支援に向けた新たな計画策定の業務を受託した実績がある。</p> <p>このこともあり、新たな計画の実行に向けた取り組みを開始する本年度においても事業を受託し、以下の取り組みを行っていく。</p> <p>①働き続けられるための環境整備を進める</p> <p>働き方改革などにより、子育て世代を含めた全ての人が働き続けられるための環境整備を進めることを目的に、地域の中小建設企業の取り組み事例を収集・水平展開を行う。また、女性技術者・技能者の実体験や課題共有のためのセミナー等を開催する。</p> <p>②女性に選ばれる産業を目指す</p> <p>建設産業の魅力、やりがいの発信など正しいイメージが定着するように、小中学生や進路選択を控えた高校生、大学生、ひいては学生の保護者などを含めた、幅広い世代に対して、様々なツールを活用したPR活動を実施する。</p> <p>③建設産業で働く女性を応援する取り組みを全国に根付かせる</p> <p>新たな計画の実効性を高めるためにも、計画を普及に向けた広報活動を行う。また、各地で女性定着支援に積極的に取り組んでいる建設産業女性定着支援ネットワーク構成団体が行う、地域ぐるみの活動の支援を行う。</p> <p>さらに、女性定着支援に取り組んでいる団体などのネットワーク登録を促進し、全国的なネットワーク活動の充実を図っていく。</p>
取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中小建設企業の取り組み事例集を作成し広く周知する。</li> <li>・建設業団体等と連携をしながら、女性技術者・技能者の実体験や課題共有のためのセミナーを開催する。</li> <li>・計画の普及や建設産業の魅力を発信するため、ホームページのほか様々なツールを活用した広報活動を実施する。</li> <li>・建設産業女性定着支援ネットワークの事務局として、女性定着支援に積極的に取り組んでいる団体等の支援を積極的に行うとともに、登録団体を増やす取り組みを行う。</li> </ul>

※ 令和2年度の国土交通省の委託事業として想定されるものであり、現段階においては、受託未確定。

IV 建設産業政策への協力	
②⑥ その他の建設産業政策への協力等 <span style="float: right;">【担当部：各部】</span> (国からの受託事業等)	
事業の ねらい・効果	国土交通省又は厚生労働省等からの受託等により、事業を実施することを通じて建設産業の振興を図る。
事業内容・ 事業計画	必要な事業の受託等を行ったうえで、本財団の保有するノウハウ等を積極的に活用し事業を実施することにより、所要の成果を上げる（個別具体の事業内容は未定）。
取組目標	受託内容等に応じて効率的に事業を展開すること等により、建設産業の振興に資する。

令和 2 年度 事業計画書

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 4-2-12

電話：03-5473-4570

URL <http://www.kensetsu-kikin.or.jp>

